

## ○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

### 前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができますようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

### (言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

### (市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

## 第2章 子どもにとって大切な権利と普及

### (大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

(1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。

(2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめ、性被害などを受けずに安心して

生きていくことができること。

(3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

(4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。

4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

### 第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめ、性被害などを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめ、性被害などの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援

を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

（地域における権利の保障と支援）

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

（意見表明や参加の促進）

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

- 2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切に主体的な活動を支援します。
- 4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

（情報の提供）

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

（子どもの居場所）

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

（環境の保護）

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

- 2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を

守る力をつけることができるよう支援します。

## 第5章 子どもの相談・救済

### (相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめ、性被害その他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

### (子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、5人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

### (擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

### (公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

### (尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

### (勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

## 第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

|                        |  |  |        |       |
|------------------------|--|--|--------|-------|
| 子どもの権利擁護委員             |  |  | 10,000 |       |
| 子どもにやさしいまちづくり委員会<br>委員 |  |  | 7,100  | 5,000 |

附 則 (令和8年3月17日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第16条の改正は、令和8年4月1日から施行します。